

# 第7章 非行等問題行動

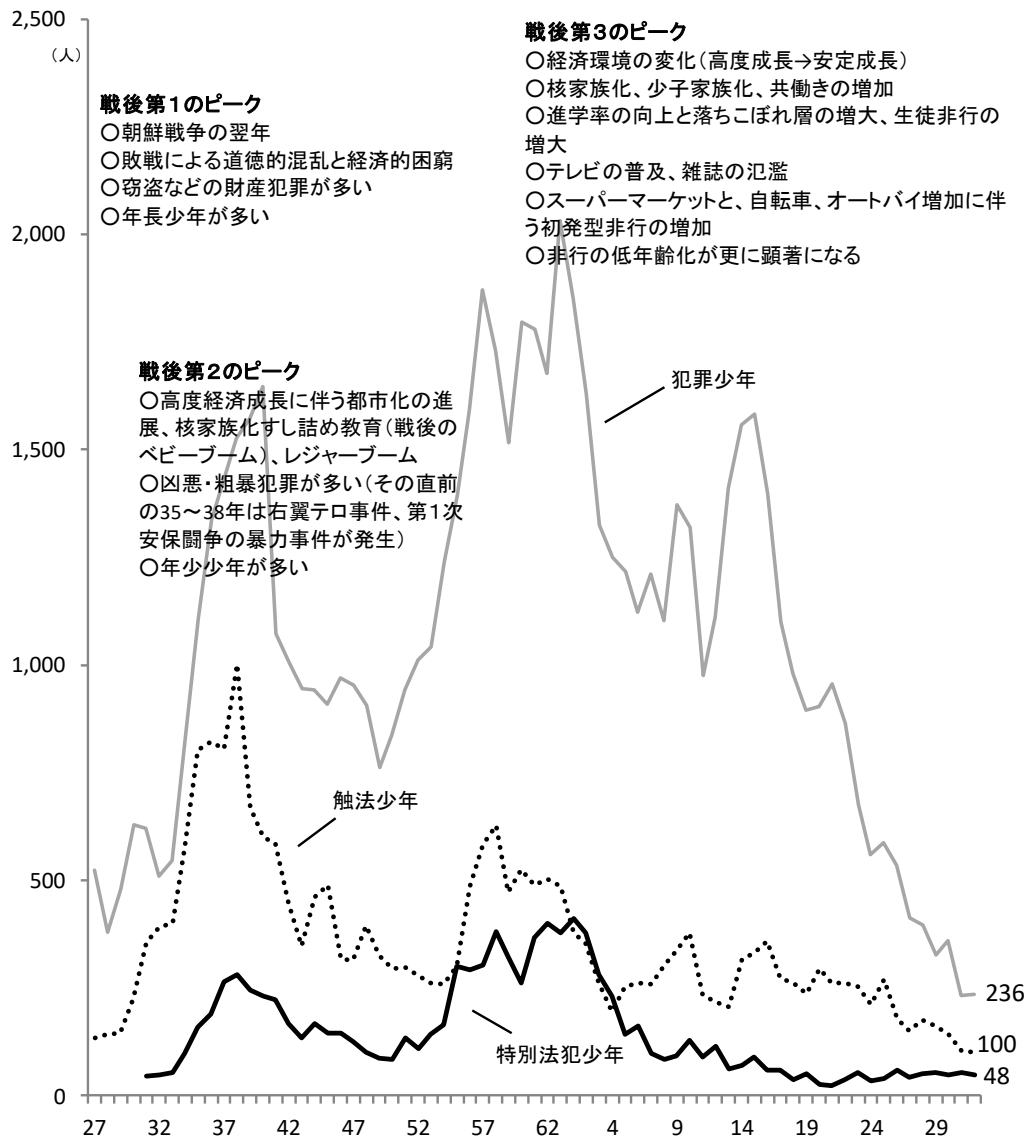
## 第1節 少年非行の概況

### 1. 少年非行の状況

非行少年等の検挙・補導人員については、戦後間もない昭和26年頃に第1のピーク、高度経済成長に伴う昭和38年頃に第2のピーク、そして安定成長期と言われる昭和58年頃に第3のピークがありました。

過去10年間、県内では増減を繰り返しながら減少傾向にあり、令和2年中に検挙・補導された少年は総数で2,193人と、前年より123人減少しました。犯罪少年は236人で前年より4人増加、触法少年は100人で前年より4人減少、大麻取締法違反などの特別法犯少年は48人で前年より5人減少しました。また、ぐ犯少年は4人(前年比+3人)、不良行為少年は1,805人(前年比-121人)の補導となりました。

第7-1-1図 非行少年等の年次別推移



(備考)犯罪少年の昭和40年以前は、業務上過失犯(主に交通事故によるもの)を含む。

特別法犯少年は、交通法犯を除く。

(資料)滋賀県警察本部少年課

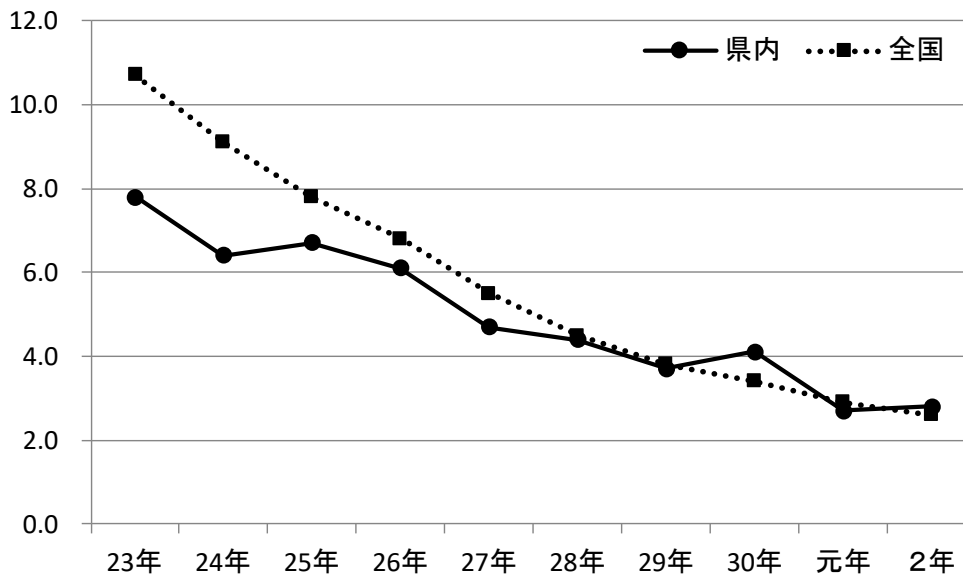
用語の概念

犯罪少年とは……14歳以上20歳未満の少年で、罪を犯した者(交通関係を除く。)  
 触法少年とは……14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者(交通関係を除く。)  
 ぐ犯少年とは……20歳未満の少年(少年法改正により、令和4年4月1日以降は18歳未満の少年)で、その性格、行状から判断して、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者  
 不良行為少年とは……20歳未満の少年で、罰則の適用はないが、喫煙等、少年の健全育成上やめさせるべき行為をしており、そのまま放置すると非行にすすむ危険性のある者  
 刑法犯少年とは……刑法に定める行為をした犯罪少年および触法少年(交通関係を除く。)  
 凶悪犯……殺人、強盗、強制性交、放火をいう。  
 粗暴犯……傷害、暴行、恐喝、脅迫等をいう。  
 知能犯……詐欺、横領、偽造等をいう。  
 風俗犯……と博、わいせつをいう。  
 特別法犯少年とは……特別法令に違反する行為をした犯罪少年および触法少年(交通関係を除く。)  
 ※ 大麻取締法、児童ポルノ・児童買春、軽犯罪法等  
 非行少年等とは……刑法犯少年、特別法犯少年、ぐ犯少年、不良行為少年をいう。  
 少年人口……令和元年10月1日を基準にした推計人口

2. 犯罪少年の人口比

14歳から19歳の少年人口1,000人中に占める犯罪少年の比率は、第7-1-2図のとおり推移しています。

第7-1-2図 犯罪少年の人口比



単位 (%)

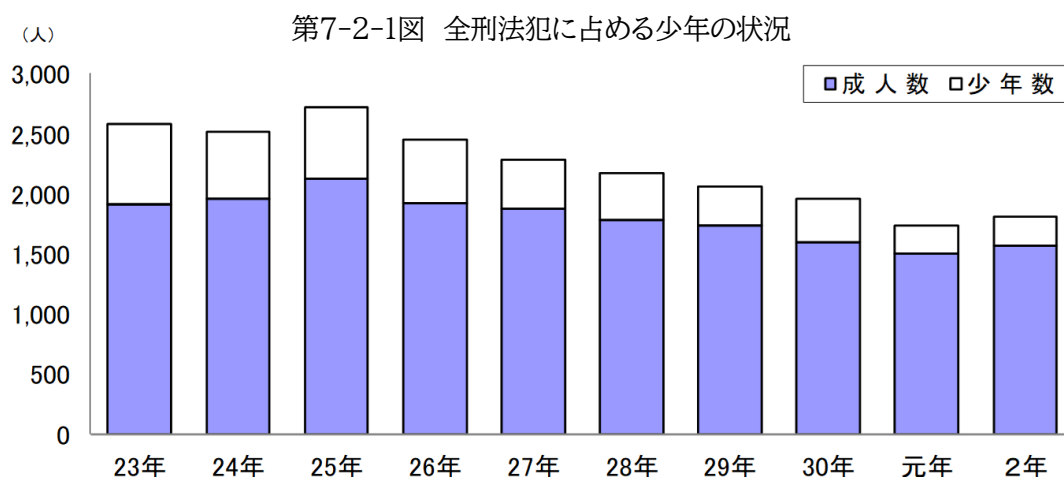
年次別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
県内	7.8	6.4	6.7	6.1	4.7	4.4	3.7	4.1	2.7	2.8
全国	10.7	9.1	7.8	6.8	5.5	4.5	3.8	3.4	2.9	2.6

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 第2節 刑法犯少年

### 1. 全刑法犯に占める少年の状況

令和2年中の成人を含む刑法犯の検挙人員は1,807人で、このうち少年(触法少年を含まない。)は、236人と全体の13.1%を占め、前年と比較して0.3ポイント減少しました。



年次	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
全刑法犯数	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,953	1,736	1,807
成人	1,909	1,960	2,128	1,918	1,874	1,776	1,734	1,594	1,504	1,571
少年	675	559	587	534	412	396	326	359	232	236
少年の占める率	26.1	22.2	21.6	21.8	18.0	18.2	15.8	18.4	13.4	13.1
全国	25.4	22.8	21.5	19.3	16.3	16.3	12.5	11.4	10.3	9.6

(備考)触法少年を含まない。

(資料)滋賀県警察本部少年課

### 2. 包括罪種別刑法犯少年

令和2年中に検挙・補導した刑法犯少年について包括罪種別にみると、万引き・自転車盗を中心とする窃盗犯が194人で全体の57.7%を占め、次いで暴行・傷害等の粗暴犯が63人で全体の18.8%を占めました。

第7-2-2表 包括罪種別刑法犯少年の状況(令和2年)

単位(人)

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計
凶悪犯		1	3	9	1	7	2	23
粗暴犯	1	8	24	9	2	16	3	63
窃盗犯		23	67	60	10	19	15	194
知能犯			1	3	1		1	6
風俗犯				1			1	2
その他		4	25	7	7	4	1	48
合計	1	36	120	89	21	46	23	336

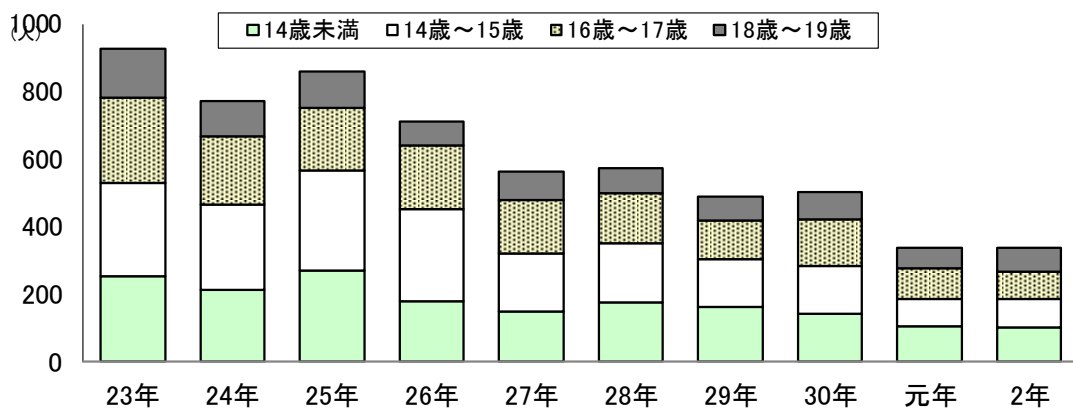
(資料)滋賀県警察本部少年課

### 3. 年齢層別刑法犯少年

刑法犯少年の検挙・補導について、過去10年間における年齢層別の推移では、いずれの年代も平成23年から26年をピークに以降は減少傾向にあります。

令和2年中における刑法犯少年の検挙・補導は、336人で、前年と同数でした。

第7-2-3図 刑法犯少年の年齢層別推移



区分\年次	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
14歳未満	252	213	271	178	150	175	161	142	104	100
14歳～15歳	278	253	296	275	171	175	142	141	82	86
16歳～17歳	250	201	185	186	157	147	113	138	89	79
18歳～19歳	147	105	106	73	84	74	71	80	61	71
合計	927	772	858	712	562	571	487	501	336	336

(資料)滋賀県警察本部少年課

### 4. 学職別刑法犯少年

刑法犯少年の学職別推移をみると、学生・生徒・児童と有職少年は、増減を繰り返しながら減少傾向にあり、無職少年は横ばい状態にあります。令和2年中は、無職少年以外はいずれも減少しました。

第7-2-4表 学職別刑法犯少年の推移

単位(人)

区分\年次別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
学生生徒児童	788	679	749	595	447	461	407	398	269	266
小学生	70	61	65	48	49	65	66	54	39	36
中学生	389	338	421	343	226	247	208	190	127	120
高校生	292	248	224	190	153	134	117	141	90	89
その他	37	32	39	14	19	15	16	13	13	21
有職少年	66	43	62	63	64	65	54	70	48	46
無職少年	73	50	47	54	51	45	26	33	19	24
合計	927	772	858	712	562	571	487	501	336	336

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 5. 男女別刑法犯少年

令和2年中の刑法犯少年336人について、男女別では、男子269人(80.1%)、女子67人(19.9%)となりました。前年に比べて女子の占める割合が増加しています。

第7-2-5表 男女別刑法犯少年の推移

単位(人)

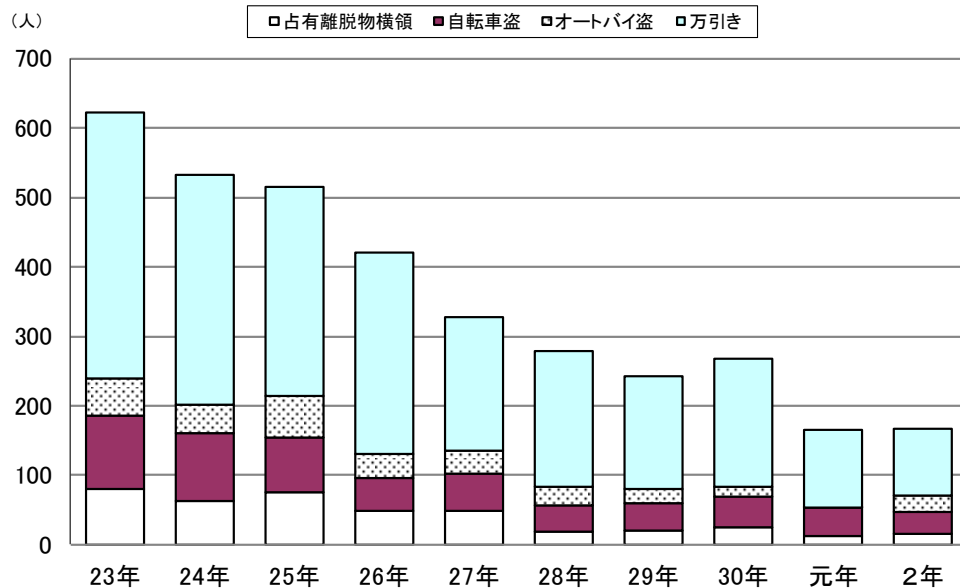
区分	年次別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
		計	927	772	858	712	562	571	487	501	336
男	子	758	631	690	580	471	475	424	421	287	269
女	子	169	141	168	132	91	96	63	80	49	67
女子の占める割合		18.2	18.3	19.6	18.5	16.2	16.8	12.9	16.0	14.6	19.9

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 6. 初発型非行の現状

万引き、オートバイ盗、自転車盗などのいわゆる初発型非行は、年々減少傾向にあり、令和2年中に初発型非行で検挙・補導された少年は167人でした。刑法犯少年に占める初発型非行の割合は49.7%で、刑法犯少年全体の約半数となりました。

第7-2-6図 初発型非行少年の推移



区分	年次	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
占有離脱物横領		81	63	75	48	48	18	20	25	12	15
自転車盗		105	97	79	48	55	39	39	44	41	32
オートバイ盗		53	42	60	34	33	27	22	15	1	23
万引き		383	330	301	291	191	195	161	184	111	97
計		622	532	515	421	327	279	242	268	165	167

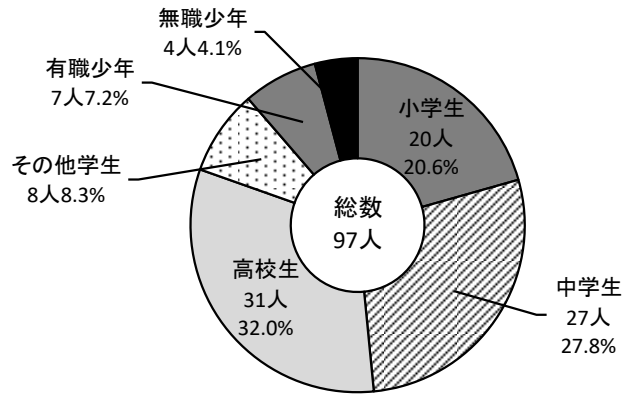
(備考)触法少年を含む。

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 7. 万引きによる検挙・補導

初発型非行の中で最も多い万引きについてみると、高校生が31人で全体の32.0%を占め、次いで中学生が27人で27.8%、小学生が20人で20.6%を占めました。

第7-2-7図 万引き少年の学職別状況



(資料)滋賀県警察本部少年課

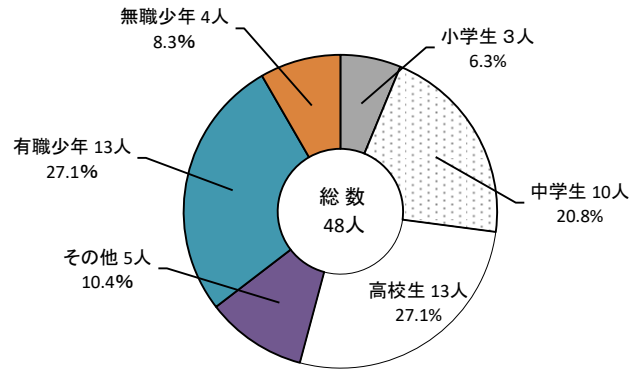
## 第3節 特別法犯少年

### 1. 特別法犯少年の状況

令和2年中に検挙・補導した特別法犯少年48人について法令別にみると、迷惑防止条例違反による検挙・補導が13人で最も多くなりました。また、大麻や覚醒剤などの薬物乱用が増加しました。(シンナー等乱用による検挙・補導は、平成24年以降ありません。)

学職別では、高校生が13人で全体の27.1%、中学生が10人で全体の20.8%を占めています。

第7-3-1図 学職別特別法犯少年の割合



(資料)滋賀県警察本部少年課

第7-3-2表 法令別特別法犯少年の検挙・補導状況

法令	年次別					単位(人)
	28年	29年	30年	元年	2年	
軽犯罪法	22 (3)	38 (2)	21	11 (1)	7 (1)	
迷惑防止条例	10	6	9	10	13	
青少年健全育成条例	1			1	3	
児童買春・児童ポルノ禁止法	8 (1)	6 (1)	12 (3)	11 (3)	3 (2)	
銃刀法		1		3 (1)	3 (1)	
覚醒剤取締法	1 (1)	1 (1)		1 (1)	1	
大麻取締法	3		3 (1)	5	10 (2)	
鉄道営業法				1	3 (1)	
その他	5 (1)	1	3 (2)	10 (2)	5 (1)	
合計	50 (6)	53 (4)	48 (6)	53 (8)	48 (8)	

(備考)交通関係法令を除く。( )は女子で内数。

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 2. 大麻乱用による検挙・補導の推移

大麻乱用で検挙・補導された少年は、近年、増加傾向にあり、特に令和2年中は10人で昨年に比べて倍増しました。

第7-3-3表 大麻乱用で検挙・補導された少年の推移

単位（人）

年次別 学職別		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
総 数							3		3 (1)	5	10 (2)
学 生 ・ 生 徒	中 学 生										
	高 校 生								1		2 (1)
	そ の 他									1	
	小 計								1	1	2 (1)
有職少年							3		1	4	6 (1)
無職少年									1 (1)		2

※（ ）内は内数で女子。

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 3. 覚醒剤乱用による検挙・補導の推移

覚醒剤乱用で検挙・補導された少年は、少ないながらも横ばいの状態にあり、令和2年中は1人でした。

第7-3-4表 覚醒剤乱用で検挙・補導された少年の推移

単位（人）

年次別 学職別		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
総 数		1 (1)		2 (1)	1 (1)	1	1 (1)	1 (1)		1 (1)	1
学 生 ・ 生 徒	中 学 生										
	高 校 生	1 (1)									
	そ の 他										
	小 計	1 (1)									
有職少年				2 (1)	1 (1)	1				1 (1)	1
無職少年							1 (1)	1 (1)			

※（ ）内は内数で女子。

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 第4節 不良行為少年

令和2年中に補導した不良行為少年は1,805人で、前年より121人減少しました。その内容をみると、深夜はいかいが769人(42.6%)、次いで喫煙が678人(37.6%)で、合わせて全体の80.2%を占めています。

学職別では、小学生と中学生が増加し、全体に占める学生生徒児童の割合は54.2%で、そのうち高校生が53.6%を占めています。

第7-4-1表 不良行為少年の主な補導状況

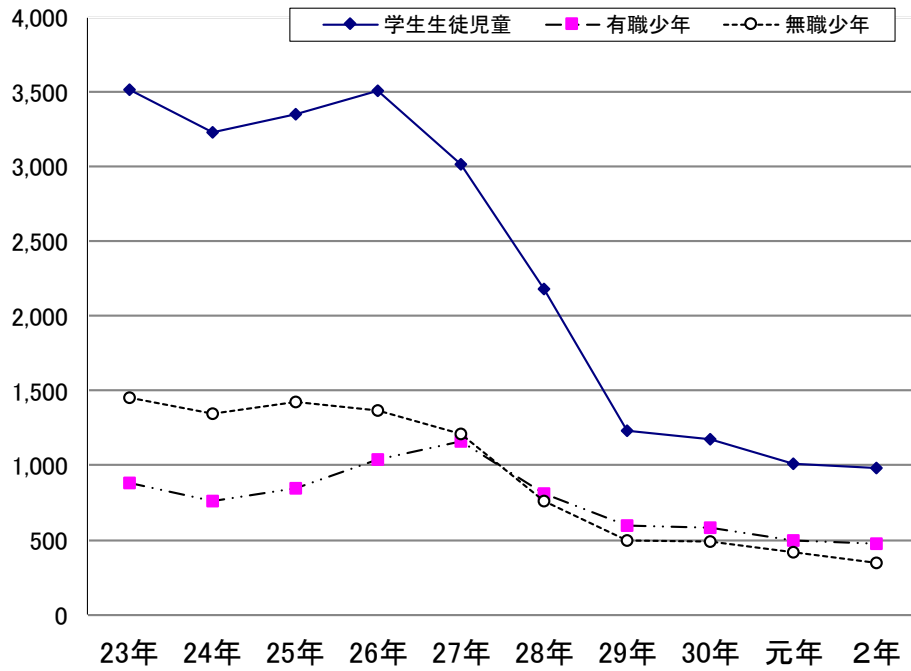
単位(人)

行為別 \ 年次	28年	29年	30年	元年	2年
喫煙	1,467	813	789	672	678
深夜はいかい	1,909	1,191	1,082	929	769
粗暴行為	62	70	61	73	72
暴走行為	17	7	40	8	5
怠学	104	77	75	56	57
飲酒	73	57	77	74	73
家出	49	52	71	46	56
不健全娯楽	26	10	7	20	28
無断外泊	7	7	6	4	11
その他	37	41	37	44	56
合計	3,751	2,325	2,245	1,926	1,805

(資料)滋賀県警察本部少年課



第7-4-2図 不良行為少年の学職別による推移



学職別		年次別										
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	
学職別	小学生	36	48	30	58	56	45	33	34	29	43	
	中学生	1,416	1,371	1,616	2,106	1,631	991	459	498	362	383	
	高校生	1,933	1,724	1,455	1,270	1,253	1,065	703	598	572	525	
	その他学生	130	85	249	76	75	77	39	46	50	28	
学生生徒児童		3,515	3,228	3,350	3,510	3,015	2,178	1,234	1,176	1,013	979	
有職少年		880	764	848	1,040	1,157	810	597	581	497	478	
無職少年		1,451	1,347	1,422	1,365	1,213	763	494	488	416	348	
合計		5,846	5,339	5,620	5,915	5,385	3,751	2,325	2,245	1,926	1,805	

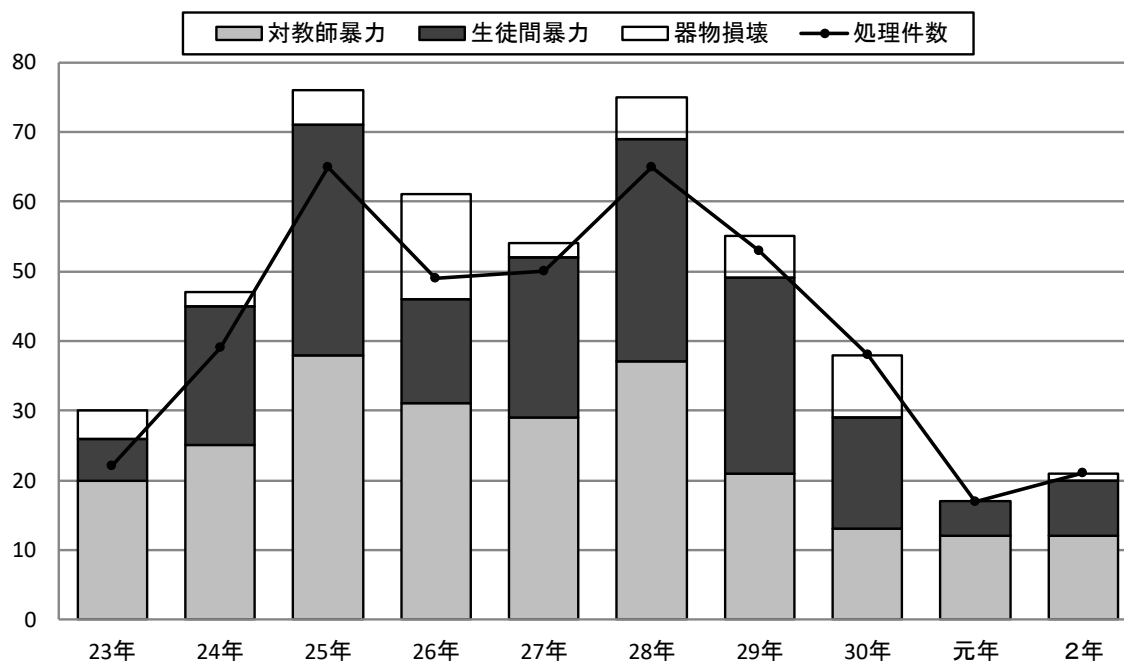
(備考)無職少年には未就学児を含む。

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 第5節 校内暴力

令和2年中に校内暴力によって検挙・補導された学生生徒は21人で、前年より4人増加しました。また、教師に対する暴力については、12人(前年12人)が検挙・補導されました。

第7-5-1図 校内暴力の検挙・補導人員



区分		年次別									
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
検 挙 ・ 補 導 人 員	小学生			2	3	3	2	6	2		
	対教師暴力				2		2		1		
	生徒間暴力				1	3		6	1		
	器物損壊			2							
	中学生	29	44	72	57	43	67	46	31	15	17
	対教師暴力	20	25	38	29	29	34	21	12	12	12
	生徒間暴力	5	17	31	13	12	27	19	10	3	4
	器物損壊	4	2	3	15	2	6	6	9		1
	高校生	1	3	2	1	8	6	3	5	2	4
	対教師暴力						1				
生徒間暴力	1	3	2	1	8	5	3	5	2	4	
器物損壊											
処 理 件 数		22 (15)	39 (24)	65 (38)	49 (31)	50 (29)	65 (34)	53 (24)	38 (13)	17 (12)	21 (12)

(備考)( )内は対教師暴力事件で内数

(資料)滋賀県警察本部少年課

## 第6節 暴走族

近年の暴走族は、これまでの対策に加え、少子化や若者の遊び方、考え方の多様化等様々な要因が相まって、グループ数や構成員数が減少し、その結果、従来の大規模暴走はなくなり、バイク数台によるゲリラ暴走の傾向が継続しています。

その一方で、「旧車會(暴走族風に改造した旧型バイクを集団で運転するグループ)」と称する暴走族OB等を中心とした集団が、休日に他府県の旧車會員とともに、大規模な集団走行を年に数回行っています。

### 1. グループ・人員構成

暴走族グループは、昭和54年の20グループを最高に、減少傾向をたどっています。

令和2年末現在では、暴走族としてのグループはありませんが、グループ未加入の暴走行為者として258人を確認しており、関連がある旧車會を加えると人員は329人となっています。

第7-6-1表 暴走族容疑者の年次別推移

年別	区分	暴走族容疑者
平成13年		601人
14年		503人
15年		478人
16年		423人
17年		435人
18年		372人
19年		317人
20年		325人
21年		352人
22年		315人
23年		257人
24年		238人
25年		252人
26年		256人
27年		236人
28年		248人
29年		271人
30年		320人
令和元年		347人
令和2年		329人

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

## 2. 年齢別、学職別構成

把握した329人のうち、少年が39.5%を占めています。

少年の年齢別では、19歳が47.6%と多く、次いで18歳の29.2%となっています。

また、学職別では、職工が24.6%と最も多くなっています。(小数第2以下は切り捨て)

第7-6-2表 暴走族の年齢別構成

単位(人)

年次	年齢別						20歳以上	合計
	少年	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳		
平成13年	460	39	76	123	123	99	141	601
14年	397	19	37	110	144	87	106	503
15年	347	18	38	76	118	97	131	478
16年	296	12	24	70	86	104	127	423
17年	247	14	17	52	83	81	188	435
18年	246	12	39	63	71	61	126	372
19年	202	11	30	43	58	60	115	317
20年	202	3	24	51	64	60	123	325
21年	172	2	12	36	68	54	180	352
22年	142	3	6	15	46	72	173	315
23年	115	3	16	33	28	35	142	257
24年	153	8	21	48	45	30	85	238
25年	159	7	29	41	47	35	93	252
26年	147	4	27	52	39	25	109	256
27年	156	4	19	54	52	27	80	236
28年	152	4	21	30	53	44	96	248
29年	158	4	16	52	33	53	113	271
30年	172	5	18	54	55	40	148	320
令和元年	176	4	14	43	55	60	171	347
令和2年	130	0	9	21	38	62	199	329

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

第7-6-3表 暴走族の学職別構成

単位(人)

年次	学職別							店員	自動車関係工員	その他	計
	無職	工員	会社員	学生	高校生	その他					
平成13年	284	137	3	134	82	52	13	5	25	601	
14年	216	93	5	121	77	44	2	6	60	503	
15年	223	100	6	58	37	21	28	6	57	478	
16年	176	65	10	69	47	22	9	4	90	423	
17年	185	80	15	35	14	21	13	8	99	435	
18年	160	49	10	48	34	14	7	14	84	372	
19年	104	63	14	38	28	10	6	1	91	317	
20年	89	60	17	39	34	5	8	9	103	325	
21年	120	35	20	25	19	6	24	16	112	352	
22年	120	21	10	24	20	4	5	19	116	315	
23年	72	31	26	28	12	16	11	15	74	257	
24年	54	38	26	25	18	7	7	6	82	238	
25年	52	36	28	60	27	33	2	5	69	252	
26年	48	45	14	44	26	18	6	15	84	256	
27年	40	65	15	22	19	3	5	4	85	236	
28年	46	69	9	20	17	3	11	5	88	248	
29年	47	65	5	16	13	3	5	2	131	271	
30年	48	74	24	11	10	1	2	2	159	320	
令和元年	50	90	33	14	11	3	8	5	147	347	
令和2年	31	79	29	16	14	2	32	2	140	329	

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

### 3. 暴走行為の現状

前年と比較すると、暴走回数、参加人員・参加台数の全てが増加しています。

暴走の形態としては、これまでと同様、原付バイク及び単車数台による散発的なゲリラ暴走、旧車會による大規模ツーリングが主流です。

第7-6-4表 暴走事案の発生状況

単位（人）

区分 年次	暴走回数（回）	暴走人数（人）	参加車両（台）		
			二輪（台）	四輪（台）	
平成13年	139	1,188	783	760	23
14年	190	2,619	1,403	1,192	211
15年	151	1,612	870	850	20
16年	80	939	526	429	97
17年	123	1,382	700	636	64
18年	124	982	502	474	28
19年	87	909	483	470	13
20年	110	786	467	465	2
21年	136	890	683	454	229
22年	131	587	402	401	1
23年	89	354	277	267	10
24年	98	370	301	301	0
25年	97	509	371	362	9
26年	86	389	288	288	0
27年	86	383	285	285	0
28年	73	323	232	232	0
29年	36	193	133	133	0
30年	39	225	157	157	0
令和元年	26	581	423	421	2
令和2年	43	1,007	679	676	3

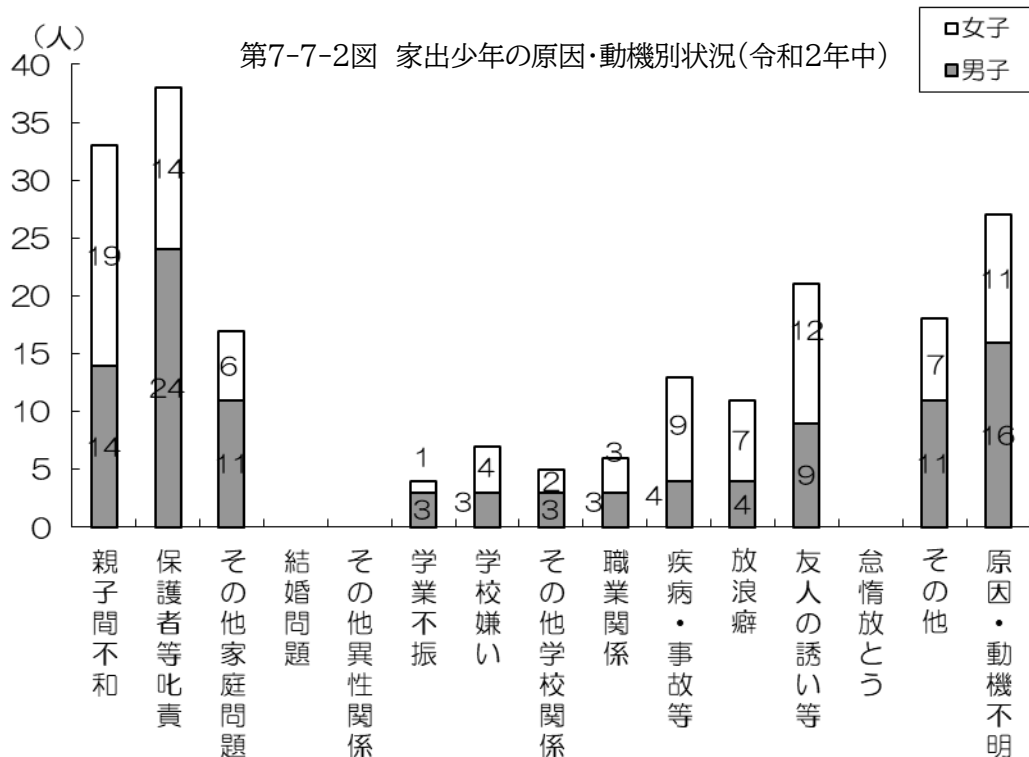
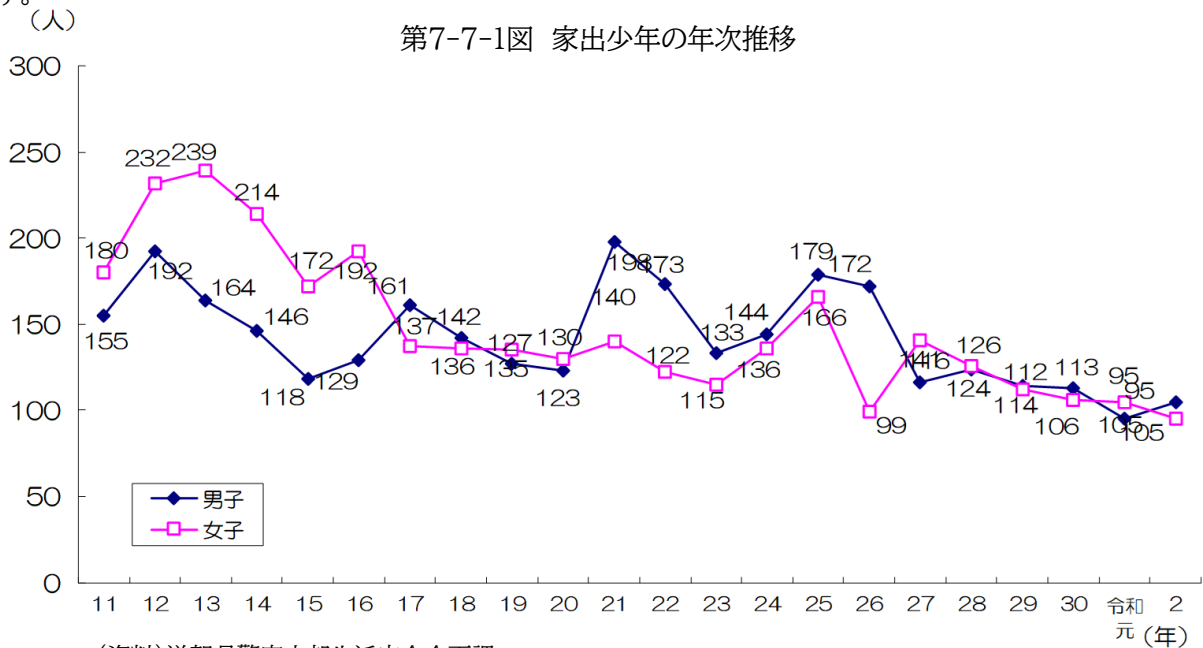
（資料）滋賀県警察本部交通指導課

## 第7節 家出少年

令和2年中に警察へ行方不明者として届出のあった家出少年は200人で、前年と同数でした。これを男女別にみると、男子は105人と前年比10人の増加、女子は95人と前年比10人の減少となりました。

家出少年を学職別にみると、高校生が70人と最も多く、全体の35.0%を占め、次いで中学生が61人となっています。

家出の原因・動機は「保護者等叱責」が38人と最も多く、次いで「親子間不和」が33人となっています。



## 第8節 いじめ

令和2年度いじめを認知した学校数は365校(95.1%)、総認知件数は8,223件(前年度7,797件)であり過去最多。公立小学校は6,153件(前年度5,561件)であり過去最多。公立中学校は1,875件(前年度1,988件)、県立高等学校は177件(前年度220件)、特別支援学校は18件(前年度28件)と減少しました。全国的には全校種で大幅な減少となっていますが、本県では小学校が増加しています。小学校の認知件数の増加は、重大な事態になることを防ぐためできるだけ初期段階からいじめを見逃さず、積極的に認知を行い対応している結果と捉えています。今後も、未然防止、早期発見、対処を行い、いじめで苦しむ子どもを少しでも救えるように取組を進めていきます。

第7-8-1表 小学校(公立)におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数
平成28年度	205	3,442	91.1	42.2	14,175	133,668	70.8	36.7
平成29年度	204	4,126	91.1	50.6	15,615	311,322	78.7	49.1
平成30年度	212	4,966	95.5	60.8	16,960	421,116	86.2	66.5
令和元年度	214	5,561	96.4	68.5	17,294	479,447	88.6	76.4
令和2年度	216	6,153	98.2	76.2	16,798	416,861	86.9	67.1

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

第7-8-2表 中学校(公立)におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成28年度	92	1,245	92.0	30.7	7,557	68,291	78.7	21.7
平成29年度	92	1,333	92.0	33.4	7,922	77,137	82.9	25.0
平成30年度	95	1,750	95.0	44.9	8,361	93,921	87.7	31.3
令和元年度	99	1,988	99.0	51.1	8,438	102,738	88.9	34.5
令和2年度	97	1,875	99.0	48.2	8,086	78,537	85.6	26.5

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

第7-8-3表 高等学校(県立)におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成28年度	42	143	73.7	4.4	2,349	10,017	56.6	4.3
平成29年度	48	151	87.3	4.7	2,539	11,212	61.5	4.9
平成30年度	45	117	88.2	3.7	2,802	13,134	68.1	5.8
令和元年度	51	220	100.0	7.0	2,860	13,918	69.6	6.3
令和2年度	46	177	90.2	5.8	2,440	10,238	59.6	4.8

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課